

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和3年8月20日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 石川 正志

記

1. 監査対象 都市整備課の令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 令和3年6月18日から令和3年7月14日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
建設工事請負契約約款に基づく、監督職員の通知が適切に行われていない。	監督職員の通知書を2部作成し、発注者と受注者が各々1部を保有するようにし、契約完成書類と一緒に綴るよう改善します。